

新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第2号

新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（令和5年新潟市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。